

◇負担限度額認定についてのご案内◇

介護保険施設・ショートステイの食費・居住費（滞在費）は保険給付の対象外ですが、所得が一定以下の方は申請により食費と居住費の負担が軽減されます。

対象となる方の所得状況等により、負担段階が区分され、食費と居住費の負担限度額（施設に払う1日あたりの金額）が決められます。

負担限度額（1日あたり）

※令和8年8月改定

段 階	所得区分		預貯金等の 資産状況	居 住 費 等				食 費	
				従来型 個室	多床室	ユニット 型個室	ユニット型 個室的多床室	施設 入所	短期 入所
1	生活保護受給者の方等		単身 1,000 万円以下 夫婦 2,000 万円以下	550 円 (380 円)	0 円	880 円	550 円	300 円	
	世帯	高齢福祉年金受給者の方							
2	世帯 全員が 住民税	前年の合計所得金額＋ 年金収入額が <u>82 万</u> <u>6,500 円</u> 以下の方	単身 650 万円以下 夫婦 1,650 万円以下	550 円 (480 円)	430 円	880 円	550 円	390 円	600 円
		前年の合計所得金額＋ 年金収入額が <u>82 万</u> <u>6,500 円</u> 超 120 万円以下 の方	単身 550 万円以下 夫婦 1,550 万円以下	1,370 円 (880 円)	430 円	1,370 円	1,370 円	680 円	1,030 円
3 ②	非課税	前年の合計所得金額＋ 年金収入額が 120 万円超 の方	単身 500 万円以下 夫婦 1,500 万円以下	1,470 円 (980 円)	530 円 (430 円)	1,470 円	1,470 円	1,420 円	1,360 円

- ・世帯全員の住民税決定がされていないと審査ができません。無収入・非課税収入のみの方も、住民税の申告が必要となります（被扶養者として申告された方を除く）。
- ・別世帯であっても、配偶者（内縁関係含む）が課税されている方は本申請の対象外になります。
- ・年金収入額は老齢年金のほか、非課税年金（遺族年金や障害年金等）を合計した額になります。恩給は収入の対象外です。
- ・対象となる施設は介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院および短期入所（ショートステイ）です。
- ・負担限度額認定に該当しない方の食費・居住費については、施設によって異なります。各施設にご確認ください。
- ・従来型個室の（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。
- ・多床室の（ ）内の金額は、室料を徴収しない介護老人保健施設又は介護医療院に入所した場合の金額です。

申請方法

足立区介護保険課へ、「新規申請に必要な書類」（裏面に記載）をご提出ください。窓口で直接提出するか、郵送でお送りください。

（郵送先）〒120-8510

足立区中央本町1-17-1 足立区役所北館1階 介護保険課保険給付係

（裏面に続きます）

★新規申請に必要な書類

①介護保険負担限度額認定申請書および同意書

②添付書類

A 預貯金等の資産が確認できるもの

預貯金等の合計を確認するため、下表に当てはまるものをご提出ください。

- ・配偶者（内縁関係含む）がいる場合は、配偶者の添付書類も必要です。
- ・口座を一つもお持ちでない場合は、申請書裏面「銀行口座の状況について」欄にご記入をお願いします。

預貯金等の種類	添付する書類
●預貯金等（定期預金も含む）	通帳の写し（A4用紙でのご提出にご協力ください） ①金融機関名・支店名・口座番号・名義人が分かるページ ②最新の残高（記帳してください）が分かるページ
●有価証券・投資信託・出資金（信用金庫や農協など）	銀行や証券会社の口座残高の写し 出資金額が分かるものの写し（証書や出資配当金の通知等）
●金銀など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属（積立購入を含む）	購入先の銀行等の口座残高の写し
●負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書、ローン返済書の写しなど

B 住民税非課税証明書

配偶者（内縁関係含む）が該当年度1月1日現在足立区外に住民票を置いている場合は、その配偶者の非課税証明書を先方自治体から取得し、提出してください。

☆生活保護受給者は「①介護保険負担限度額認定申請書および同意書」のみ提出してください。

※新規に生活保護になられた方は、受給をされていることがわかる書類（保護受給証明書等）の添付をお願いします。

結果通知

審査の結果、該当となった方には「介護保険負担限度額認定証」をお送りします。入所施設やショートステイ先に認定証を提示してください。非該当となった方には、非該当通知をお送りします。認定証の有効期間の開始は、申請書を受理した日の属する月の初日からとなります。

例：5月21日に申請書を受理した場合は、5月1日に遡って有効

留意点

- ・負担限度額認定を受けるには、要介護認定を受けていることが必要になります。
- ・不足書類がある場合や非課税年金の金額の確認が取れなかった場合、追加で書類のご提出をお願いすることがあります。
- ・認定の有効期間は、申請日の属する月の初日から毎年7月31日までです。引き続き認定を希望される場合は、毎年更新申請をしていただく必要があります（6月頃に更新のお知らせを送付）。
- ・認定時の世帯状況から変化があったときや、生活保護の受給が開始・廃止されたときなどは、負担段階の判定結果が変わる場合があるので、再度申請書を提出してください。
- ・給付額減額期間中の方は、負担限度額認定を受けていても軽減されません。
- ・住民税課税により非該当になる方であっても、他の世帯員が生計困難となる場合には、一定要件を満たす場合に、入所者の負担段階が第3段階②になる場合があります（別途申請が必要）。

《問い合わせ先》足立区介護保険課保険給付係 電話03（3880）5743（直通）